



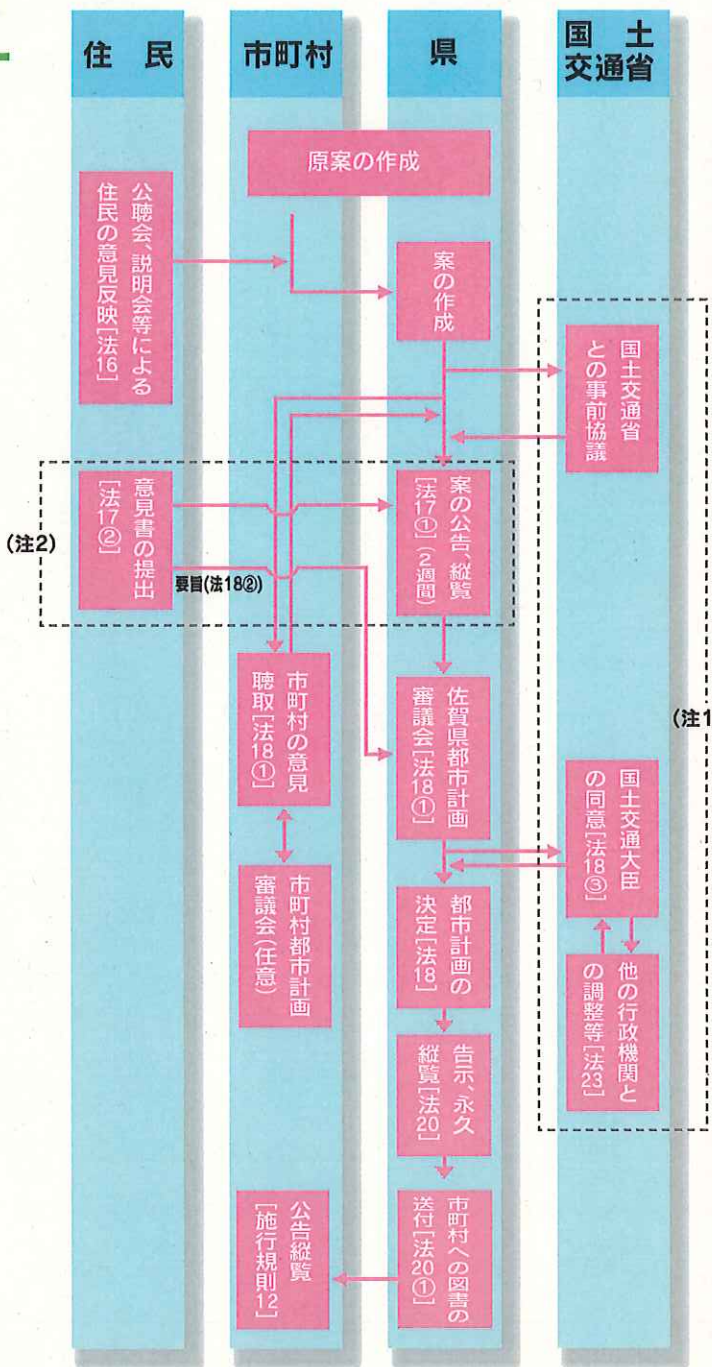
## 都市計画の手続き

### 1 都市計画決定

都市計画の原案は、直接まちづくりを担当する県または市町村が作成し、そのうち広域的見地から定めるもの、及び根幹的都市施設等については、県が関係市町村の意見を聴いて定めます。その他のものは、市町村が知事の同意を受けて定め、どちらの場合にも、都市計画の案は県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会で審議されます。

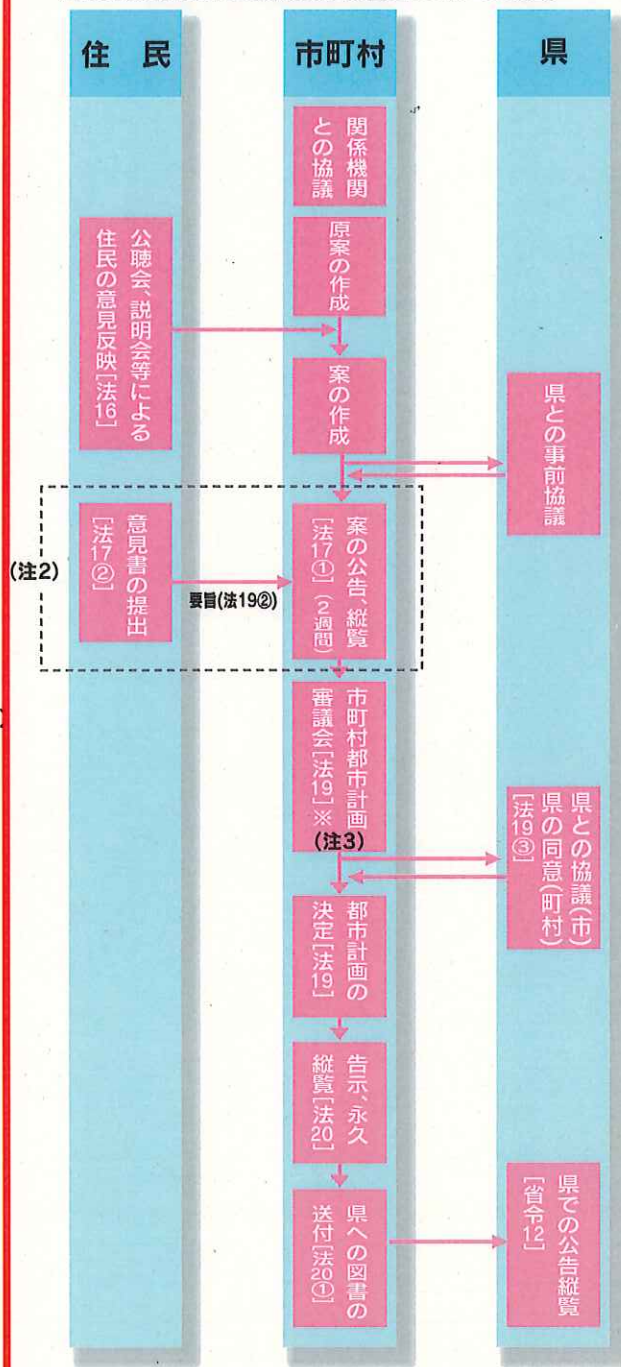
また、都市計画を定めようとするときは、住民の意見を反映するため必要に応じて公聴会や説明会を開催し、更に都市計画の案は2週間縦覧され、その間に住民や利害関係者は意見書を提出することができます。

#### ●県が定める都市計画決定の手続き



#### ●市町村が定める都市計画決定の手続き

(市町村に都市計画審議会が設置されている場合)



(注1) 国土交通大臣の同意については名称のみの変更又は位置、区域、面積、構造等の軽易な変更については手続きを要しません。

(注2) 名称のみの変更は手続きを要しません。

(注3) 市町村都市計画審議会を設けていない場合は、佐賀県都市計画審議会で審議されます。

・[法]とは「都市計画法」を示します。